

(仮訳)

EUROPEAN SECURITIES AND MARKETS AUTHORITY

執行決定に関する EECS\*のデータベースからの抜粋 (11)

(2011年8月公表)

## 目 次

EECS/0211-01	売却費用控除後の公正価値の算定 .....	3
EECS/0211-02	売却目的で保有する子会社の分類 .....	5
EECS/0211-03	金融資産の減損 .....	7
EECS/0211-04	事業セグメントの集約 .....	9
EECS/0211-05	株主に対する非現金資産の分配 .....	11
EECS/0211-06	投資不動産 .....	13
EECS/0211-07	金融商品の開示 .....	16
EECS/0211-08	公正価値の変動の損益計算書での表示 .....	18
EECS/0211-09	金融商品－開示 .....	20

(注) 本抜粋で参照されている IFRS は、財務諸表作成時に適用された IFRS に基づいており、翻訳時点(2011年)では、すでにそれらの基準の多くが改訂されている。本文書を参照する際には、現在適用されている IFRS とは内容が異なっている場合があることに留意が必要である。

番号 EECS/0211-01 売却費用控除後の公正価値の算定

事業年度：2009年12月31日

論点の分野：売却費用控除後の公正価値の算定

関連する基準書：IFRS 第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」

執行決定日：2010年8月12日

#### 発行者の会計処理についての記述

1. 2009年12月、発行者の取締役会は、資産と株式を組み合わせた取引を通じて、事業部門の1つを売却することを決定した。売却の決定は、当該部門の閉鎖により、重大な社会的責任が発生するという事実、及び子会社が親会社に対する債務を履行できなくなるという事実に基づき行われた。リストラクチャリングを行うという選択肢は、リストラクチャリングのための資金が調達できないことに加え、その後黒字化できる確証がなかったことから、考えられなかった。
2. 当該部門を売却する決定は、2百万貨幣単位（以下、m. u. と表記）という売却価格と合わせて2009年12月公表され、2010年第1四半期に開催された臨時株主総会において必要な株主の承認が得られた。
3. IFRS 第5号の第6項に従い、当該事業部門は発行者の2009年財政状態計算書において処分グループとして表示された。発行者はその財務諸表において、処分グループの非流動資産に係る減価償却費及び償却費はそれまで認識されており、処分グループの流動資産の帳簿価額は不良債権及び陳腐化在庫を考慮して調整されていると明記している。
4. 当該事業部門は、2百万 m. u. の固定金額と、アーンアウト条項に基づく2012年12月31日までの当該部門の累積利益の50%に相当する変動金額とを組み合わせる売却された。関係者は、2百万 m. u. の一括支払いを2013年12月31日まで繰り延べることに合意した。当該部門は今後2年間も赤字であると見込まれたことから、発行者は当該部門の公正価値は2百万 m. u. であり、アーンアウト条項により金額が増加させてはならないと考えていた。
5. 当該部門を売却目的保有に当初分類した時点の正味帳簿価額は、18百万 m. u. であった。処分グループの帳簿価額を売却費用控除後の公正価値まで評価減するにあたり、発行者は16百万 m. u. の減損損失を計上した。
6. 発行者は、当該事業部門の売却に密接に関係する下記3つの費用項目を会計処理した。
  - a. 売却事業の受取債権について生じうる損失：買手が、国の法令に基づき破産手続

を行っている顧客から当該債権を回収することができない場合には、売手が買手に返済することになるという売手と買手の間の合意に関する項目

- b. 処分グループの売却価格の固定金額に対応する長期債権の割引に関する費用
- c. 予想取引費用（法律相談料、弁護士報酬等）に関する引当金

7. 発行者は、こうした 3 つの費用項目を非継続事業の業績の一部として認識した。しかし、2009 年の財政状態計算書では、発行者はこれらの原価を継続事業の引当金として表示した。

#### 執行決定

8. 執行者は、上記の 3 つの項目が発行者の継続事業の引当金として適格ではなく、よって発行者の財政状態計算書においてそのように表示すべきではないと判断した。

#### 執行決定の根拠

9. 執行者は、以下の考慮に基づいて決定を行った。

- a. 債権について生じうる損失：IFRS 第 5 号第 18 項に基づくと、処分グループに含まれるすべての資産及び負債の帳簿価額は、処分グループを売却目的保有として最初の分類をする直前においては、該当する IFRS に従って測定しなければならない。したがって、顧客に対する債権は当該部門を売却目的保有に分類する直前に減損テストを実施し、その結果生じた損失を、売却目的保有に当初分類した時点で処分グループの正味帳簿価額から控除していなければならなかった。さらに、債権が回収できない場合には売手が買手に返済を行うと売却契約に定められていたことから、処分グループの予想売却価格は返済の可能性を考慮して調整されていなければならなかった。
- b. 割引の影響に関する費用：処分グループの「売却費用控除後の公正価値」には、2013 年まで支払いが繰り延べられたことを鑑み、割引の影響を織り込んでいなければならなかった。
- c. 取引費用に係る引当金：予想取引費用は、取引の追加費用と考えるべきであり、よって「売却費用」の構成要素である。

10. したがって、3 つの項目すべては（合計金額 2.2 百万 m. u. ユーロ）、「売却費用控除後の公正価値」の計算を考慮すべきであり、発行者の財政状態計算書において、継続事業に関する引当金として表示すべきではなかった。

番号 EECS/0211-02 売却目的で保有する子会社の分類

事業年度：2009年12月31日

論点の分野：売却目的で保有する子会社の分類

関連する基準書：IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」

執行決定日：2010年12月6日

#### 発行者の会計処理についての記述

11. 発行者は、2008年及び2009年の年次財務諸表において、ある子会社を売却目的保有とし、その業績を非継続事業からのものとして報告していた。
12. 発行者の2008年の財務諸表は、それまでに執行者のレビューを受けていた。当該レビューにおいて執行者は、株主総会において子会社株式の51%の売却が株主により承認されていること、及び2008年の財務諸表において、子会社は売却目的保有資産として会計処理し、非継続事業として表示すべきことを認めていた。
13. しかし、この会計処理は発行者の2009年の財務諸表でも継続され、そのような処理を継続できるとしてIFRS第5号で定められている12ヶ月よりも相当長い期間続けられていた。さらに発行者は、2010年の四半期報告書の3期分すべてについて同じ会計処理を適用していた。
14. 2008年の財務諸表において、発行者は2.3百万m.u.の損失合計に対し、非継続事業から2.7百万m.u.の損失を表示していた。2009年度は、1.2百万m.u.の利益合計に対し、非継続事業からの損失は0.9百万m.u.であった。
15. 執行者は、当該子会社を処分グループ及び非継続事業としてそのように長期にわたり処理することは、IFRS第5号に準拠していない可能性があるかと懸念していた。

#### 執行決定

16. 執行者は、当該子会社を売却目的保有資産及び非継続事業として表示することはIFRS第5号に準拠していないと判断した。IFRS第5号の第7項から第8項では、12ヶ月より長い期間にわたり処分グループを表示するための要件を定めており、発行者はその要件を満たしていなかった。

#### 執行決定の根拠

17. IFRS第5号に基づくと、処分グループはその帳簿価額が継続的使用よりも主として売却取引により回収される場合に売却目的保有に分類される。売却は、分類した日から1年以内で完了予定でなければならない(第8項)。

18. 例外として、同基準第 9 項に定められる一定の要件が満たされる場合、12 ヶ月経過した後も処分グループを売却目的保有/非継続事業に分類することができる。
19. この場合は、付録 B に定められる関連する要件は以下のとおりである。

B1 (c) 当初の 1 年間において、それまで発生する可能性が低いと考えられていた状況が発生し、その結果、それまでに売却目的保有に分類された非流動資産（又は処分グループ）がその当初 1 年間に売却されず、かつ (i) 当初の 1 年間において、企業が状況の変化に対応するために必要な行動をとったこと、(ii) 非流動資産（又は処分グループ）は、状況が変化したこと踏まえた価格で積極的に売り込まれていること、(iii) 第 7 項及び第 8 項の要件が満たされていること
20. 発行者は、当該子会社が 1 年を超えて処分グループとして分類するための要件を満たしていたことを立証するために、投資銀行とのさまざまな契約書草案や書簡を証拠として執行者に提出した。
21. 執行者は、そうした契約書は、第 7 項及び第 8 項が要求する分類時点での子会社の現況にあまり関係していないと考えた。当該項では、処分グループは、当該処分グループの売却において通常又は慣例的な条件のみを基に、現況で直ちに売却することが可能でなければならないと定められている。
22. また、発行者が 2010 年中に一定の組織改編を行っており、その結果追加の活動が子会社に移転されていたことが明らかになった。この事実により、第 7 項で求められるように、子会社を分類時点での現況で売却することは可能ではないことが確定した。執行者はまた、子会社を 2008 年に売却するという株主の承認は 1 年間だけ認められたものであり、2009 年に行われたその後の株主総会ではこの承認が延長されていない点も指摘した。

番号 EECS/0211-03 金融資産の減損

事業年度：2009年12月31日

論点の分野：金融商品－売掛金の減損

関連する基準書：IAS第39号

執行決定日：2011年1月6日

#### 発行者の会計処理についての記述

23. 発行者が2009年の財務諸表において開示した会計方針によれば、売掛金の金額は当初公正価値で認識され、その後は減損損失を控除の上、実効金利法を用いて償却原価で測定される。当該財務諸表の注記には、帳簿価額は各会計基準日に減損の可能性を評価する視点から見直されると示されている。さらに注記には、金融資産が減損している客観的証拠には、たとえば第三者が同社に対する義務を履行できない場合などが含まれることも示されている。償却原価で測定される金融資産に関する減損損失は、当該資産の正味帳簿価額と当初実効金利法で割り引いた将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として計算される。
24. 2009年12月31日時点で、発行者の主要株主（95%所有）の子会社である関係会社A社が、発行者に対し10百万m.u.の債務を負っており、支払期日を90日経過していた。財務諸表が作成された2010年3月31日時点でも未払いであり、その時点で支払期日を180日経過していた。2009年12月31日時点で、A社に対する売掛金は発行者の流動資産の51%、総資産の23%を占めていた。
25. A社は過去2年赤字に転落しており（2009年度は5百万m.u.、2008年度は5.8百万m.u.の赤字）、流動負債は流動資産を大きく超過している（2009年度は19.3百万m.u.、2008年度は15.1m.u.の超過）。A社の2009年の財務諸表では、12月31日現在、金融機関から借入できる可能性はなく、継続的な活動は唯一の株主からの資金援助にかかっていることが開示されている。監査人は、当該財務諸表に関し、継続企業の前提に疑義があるとして限定意見を表明している。
26. 問い合わせに対し、発行者はA社に対する債権は減損の可能性のある証拠を示しているが、その時点の自社の財政状態では持ちこたえられない関連費用がかかることから、関連当事者に対する債権について減損の評価を実施しなかったことを認めた。

#### 執行決定

27. 執行者は、IAS第39号の第59項(a)及び(b)に従い、A社が債務を履行しておらず、深刻な財政的困難に直面していることを鑑み、A社に対する債権が減損している可能性を示す客観的証拠が存在していると判断した。発行者は減損の評価を実施しておらず、

よって IAS 第 39 号第 63 項に反している。

#### 執行決定の根拠

28. IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の第 58 項は、各財政状態計算書日において、金融資産又は金融資産のグループが減損している客観的証拠があるかどうかを検討することを求めている。IAS 第 39 号の第 59 項(b)では、金融資産又は金融資産のグループが減損しているという客観的証拠には、契約違反（例：利息又は元本の支払不履行）が含まれると定めている。第 59 項(a)によれば、債務者の重大な財政的困難について発行者の知るところとなった観察可能なデータも客観的証拠に含まれる。
29. 償却原価で計上されている貸付金及び債権、又は満期保有投資が減損しているという客観的証拠がある場合、関連する金融資産の当初の実効金利で割り引いた将来キャッシュ・フローの現在価値を測定することが IAS 第 39 号第 63 項により求められている。



番号 EECS/0211-04 事業セグメントの集約

事業年度：2010年3月31日

論点の分野：事業セグメントの報告セグメントへの集約

関連する基準書：IFRS 第8号「事業セグメント」

執行決定日：2011年5月9日

#### 発行者の会計処理についての記述

30. 2010年3月31日に終了する年次財務諸表において、発行者は以下のような事業セグメントを識別していた。
- a. セグメント A 市内バス事業
  - b. セグメント B 主要都市のバス事業
  - c. セグメント C 地域 A 鉄道
  - d. セグメント D 地域 B 鉄道
  - e. セグメント E 地域 C 鉄道
  - f. セグメント F 航空事業
31. 同社は、3つの報告セグメントを開示していた。セグメント A 及び B、セグメント C、D 及び E がそれぞれ1つの報告セグメントに集約されており、セグメント F は単独のセグメントとして報告されていた。
32. 発行者は、長期の経済特性が類似しており、製品及びサービスの性質が類似しているとして、事業セグメント A 及び B、ならびに C、D 及び E を集約したと開示していた。

#### 執行決定

33. 執行者は、セグメント A 及び B の顧客が異なると考えた。市内バス市場では、契約を発注し、サービスに対する支払いを行うのは交通局であるが、主要都市のバス市場では、当該企業が提供したサービスについて支払いを行うのは乗客である。セグメント A と B の顧客が異なることを考えれば、2つのセグメントは、製品又はサービスの顧客の種類及び種類が類似していることを求める IFRS 第8号の集約基準の1つを満たしていない(第12項(c))。

#### 執行決定の根拠

34. IFRS 第8号「事業セグメント」の第12項には、2つ以上の事業セグメントを単一の事業セグメントに集約するために満たすべき基準が定められている。執行者は、市内バス事業と主要都市のバス事業を単一のセグメントに集約できると発行者が結論づけた際の根拠に疑問を呈した。

35. 事業セグメント A 及び B が、IFRS 第 8 号に定められる 1 つの報告セグメントに集約するための基準をすべて満たしていると判断するにあたり考慮した要因を発行者がどう分析したかを執行者は検討した。執行者は、各事業セグメントの顧客の類型又は種類が類似しているとする発行者の説明に懸念を示した。
36. 発行者は、どちらのセグメントも最終的な顧客はすべて一般の人々であると説明した。市内でのサービスを提供するために交通局と契約を締結しているからといって、最終的な顧客に変更はない。
37. 執行者は、市内バス市場では、競争入札の後に、走行マイルあたりの原価に基づき契約が発注されており、よって短期では乗客数による収益変動リスクにさらされることはないと理解した。乗客が支払う乗車券の価格は、発行者ではなく交通局が定めている。反対に、主要都市のバス市場では、乗車券の価格は一般的に同社が定めており、よって収益は特定のバスに乗車した顧客により支払われる運賃であると執行者は理解した。この環境の下では、同社は乗客数により収益変動リスクにさらされていた。
38. 執行者は、説明的報告に開示されていたバス部門が直面する主要リスク及び不確実性に注目した。当該報告書では、具体的には景気後退の影響、市内バス契約を失った場合の影響、割引運賃制度改定の影響、ならびに競争に関する当局からの照会を受けた場合の潜在的な影響などが挙げられていた。
39. 上記それぞれのリスクは、市内バス事業と主要都市のバス事業に対し、それぞれ異なった方法ではあるが、通常は事業セグメントの顧客の行動を通じて影響を与えると執行者は考えた。たとえば、市内バス契約を発注するか、解約するかを決定するのは、発行者の最終的な顧客（すなわちバスの乗客）ではなく、交通局である。一方、主要都市のバス市場では、ある路線を廃止するかどうかの決定は、通常、同社が決定を下すが、その決定はバスの乗客の行動（当該路線が採算に合わなくなる原因になるなど）に大きく左右される。
40. 発行者は、経営者による報告書において、同社の市内バス事業と主要都市のバス事業に関して追加情報を提供したが、両事業セグメントは類似の経済特性を有すると考えており、当該情報によって、両事業セグメントが別々の報告セグメントであることが意味されるわけではないと説明した。発行者は、バス事業の 2010 年度の利益率を 10% と報告していた。市内バス事業の利益率と、主要都市のバス事業の利益率の違いは 1% 以内であり、長期傾向も同様に近似していた。
41. 執行者は、同社の市内バス事業と主要都市のバス事業の顧客が異なっており、よって単一の報告セグメントとして集約するべきではないと考えた。

番号 EECS/0211-05 株主に対する非現金資産の分配

事業年度：2010年12月31日

論点の分野：株主に対する非現金資産の分配

関連する基準書：IAS第39号「金融商品：認識及び測定」、IFRIC第17号「所有者に対する非現金資産の分配」

執行決定日：2010年12月4日

#### 発行者の会計処理についての記述

42. 発行者には2つの中核事業があるが、2010年6月29日に株主の承認を経て分割された。発行者は事業のうち1つ（事業X）を保持し、2つ目の事業（事業Y）を運営するために新しくABC社が設立された。事業Yの子会社の株式はすべてABC社に出資され、ABC社の株式はその後発行者の株主に分配された。その結果、2010年7月2日、発行者の全株主は、保有する発行者の各株式に対して、ABC社の株式を1株受領した。ABC社の株式は公開されている。
43. 2010年7月2日、ABC株の公開を考慮し、発行者とそのフィナンシャル・アドバイザーは、1株あたり11.40m. u.の参考市場価格を提案した。株式公開日の株式の始値は1株13.00m. u.であり、終値は14.80m. u.まで上昇した。
44. 2010年6月30日、未払配当金の帳簿価額は26億m. u.とされた。これは、（分配される資産の公正価値であると発行者が考えた）1株当たり参考市場価格11.40m. u.にABC社の発行株式数を掛けて算出された。
45. 決済時（すなわち2010年7月2日）の負債の評価については、発行者はIFRIC第17号第13項で要求されるように以下の事実を考慮した。
  - a. 6月29日から7月2日の間に大きな市況の変化はなかった。
  - b. ABC株式の数量及びボラティリティは、初値後の最初の1ヶ月間は、市場のものを大きく上回っていた。そのため企業は、最初の1か月間に見られた市場参加者の異常な「意欲」について市場価格を調整すれば、7月2日におけるABC株の調整後の市場価格は、6月30日時点で使用した1株11.40m. u.の参考市場価格に近い、1株11.70m. u.になるはずだったことを立証するため、分析を作成した。
  - c. 株主に対する債務は公表価格が出る前に決済しなければならない。
46. その結果発行者は、IFRIC第17号第13項により求められる公正価値評価は、市場価格が入手可能になる前に算定しなくてはならなかったこと、また株式公開初日中に観察された市場価格は目的適格的ではなかったと結論づけた。よって発行者は、2010年7

月 2 日時点の負債を評価する際、参考価格の 1 株 11.40m. u. を使用した。

#### 執行決定

47. 執行者は、「決済日現在で、企業は未払配当金の帳簿価額を見直して修正」することを求めた IFRIC 第 17 号第 13 項を考慮し、発行者の見解に同意しなかった。
48. IFRIC 第 17 号は特に IAS 第 39 号に言及してはいないが、執行者は、公正価値の算定にあたり、IAS 第 39 号の AG71 項及び AG72 項を適用しなければならなかったと考えた。
49. したがって、執行者は未払配当金の帳簿価額を、決済日（すなわち 2010 年 7 月 2 日）時点で、当該日の公表市場価格に基づき調整しなければならなかったと判断した。

#### 執行決定の根拠

50. IFRIC 第 17 号の第 11 項は、「企業は、所有者に対する配当として非現金資産を分配するという負債を、分配される資産の公正価値で測定しなければならない」と定めているが、執行者は、分配される非現金資産が未払配当金の決済日より後から活発な市場で取引される予定の株式に該当する場合、その株式の公正価値測定について懸念していた。
51. IFRS は、所有者に分配される予定の新規公開株式の公正価値をどのように測定すべきかについては、特定のガイダンスを定めていない。しかし、執行者は、IAS 第 39 号の AG71 項及び AG72 項に定められるガイダンスを適用しなければならないと考えた。
52. AG71 項及び 72 項は、それぞれ次のように定めている。
  - a. 「活発な市場において公表された相場価格の存在は、公正価値の最良の証拠であり、それらが存在する場合には、金融負債の測定にそれらが用いられる」
  - b. 「現在の買呼値は通常、保有している資産の公正価値を測定する際に用いるべき適切な価格である」
53. 上記の特定の規定に加え、市場における証拠が存在する場合（IAS 第 39 号に定められる公正価値ヒエラルキーのレベル 1）は常に、市場における証拠を内部評価の代わりに使用されなければならない。
54. 1 株 13.00m. u. という始値を採用すると、親会社の所有者に帰属する発行者の資本及び発行者の最終損益への影響は、発行者の最終損益 360 百万 m. u. の増加であった。

番号 EECS/0211-06 投資不動産

事業年度：2010年12月31日

論点の分野：投資不動産の公正価値

関連する基準書：IAS第40号「投資不動産」

執行決定日：2010年11月30日

#### 発行者の会計処理についての記述

55. 発行者は、工業用不動産を専門とする不動産会社である。(売却目的保有を含む) 投資不動産が、総資産の95%を占めている。
56. 発行者は、IAS第40号第30項を適用するにあたり、投資不動産を公正価値法を使って測定している。年次及び半期財務諸表において、発行者は、「不動産の公正価値を算定するにあたり、後者は、「陳腐化の影響を除いた新築時の価値」を使って測定し、収益に基づく予想賃貸料価値ではない」と説明している。
57. 評価は、独立した不動産鑑定士によって実行されている。当該鑑定士は、土地及び構築物両方の価値を算定した。鑑定士は、新築時の価値は詳細な測定及び計算によって算定の上、陳腐化の影響を控除しているとしていた。当該控除額を算定するにあたり、鑑定士は不動産の築年数と使用の性質(例：組立工場の場合と重工業の場合)を考慮した。当該鑑定士は、この計算方法は複雑であるが、非常に正確な結果につながるとしていた。
58. 発行者は、公正価値は、IAS第40号の第36項に求められるように、独立第三者間取引において不動産について知識がある自発的な当事者間で評価日時点に当該不動産が交換され得る価格に基づくものであると主張した。
59. 発行者によれば、工業用不動産の最も重要な売手及び買手は、工業用不動産の所有者兼事業者である。発行者のような工業用不動産を賃貸する所有者の市場規模は非常に小さく、所有者兼貸手の間での工業用不動産の取引は限られている。物流又は準工業用不動産の場合もさることながら、工業用不動産の利用者は、人事及び設備投資に関して戦略的判断を行う。そのため、工業用不動産の利用者は、自分達の特定の要求を満たす建物を賃貸するか、購入するか、建築するかという限られた選択肢の中から選択を行う(「賃貸・購入・建築」の決定)。この「賃貸・購入・建築」の決定は、一方では新しい構造物の新築時の価値、もう一方では既存建物の陳腐化の影響を除いた新築時の価値と既存建物に課せられる賃貸料とを比較した結果を用いて実施する費用対効果分析に基づいて行われる。上記のような理由から、発行者によれば、この場合、陳腐化の影響を除いた新築時の価値が公正価値を算定するのに適切な方法であった。

## 執行決定

60. 執行者は、陳腐化の影響を除いた新築時の価値に基づく評価は、IAS 第 40 号第 38 項で求められるような市場の状況を反映していないため、投資不動産の公正価値を反映していないと判断した（鑑定士によれば、当該不動産は市場の変動の影響を受けにくい）。また、当該価値に基づく評価は、既存のリース契約の条件により立証可能な将来キャッシュ・フローの信頼できる見積りに基づく割引キャッシュ・フロー予測など、多様な出所からの情報を考慮していない。

## 執行決定の根拠

61. IAS 第 40 号第 40 項は、「投資不動産の公正価値はとりわけ、現在のリース契約に基づく賃貸料収入及び取引の知識があり自発的な当事者がその時の状況に鑑みて将来のリースからの賃貸料収入について想定する金額を表す合理的かつ立証可能な予測を反映している。公正価値は同様の基準で、不動産に関し予測されるキャッシュ・アウトフロー（賃貸料支払及びその他のアウトフローを含む）も反映することになる」と定めている。
62. 潜在的な買手は、投資不動産について支払う価格を決定するにあたり、既存のリース契約も考慮する。陳腐化の影響を除いた新築時の価値に基づく評価は、この点を考慮していない。
63. 執行者は、IAS 第 40 号第 46 項(c)に、活発な市場における現在の価格がない場合、企業は、割引キャッシュ・フロー予測をはじめとする、多様な出所からの情報を検討することを指摘した。この場合の割引キャッシュ・フロー予測は、既存のリース及びその他の契約の条件により立証可能な将来キャッシュ・フローの信頼できる見積りに基づき、キャッシュ・フローの金額及び時期の不確実性に関する現在の市場の評価を反映した割引率を用いなければならないと定められていることも指摘した。
64. 以下の点が確認された。
- a. 関係している不動産の種類について、容易に比較可能な類似不動産は存在しなかった。
  - b. 陳腐化の影響を除いた新築時の価値は、現行のリースからの賃貸料収入を反映していない。
  - c. 陳腐化の影響を除いた新築時の価値は、将来キャッシュ・フローの信頼できる見積りに基づく割引キャッシュ・フローや、不活発な市場における類似の不動産の最近の価格を反映していない。

(仮訳)

- d. 公正価値は市場の状況を反映していなければならないが (IAS 第 40 号第 38 項)、陳腐化の影響を除いた新築時の価値は、市況の変動の影響を受けにくい。

番号 EECS/0211-07 金融商品の開示

事業年度：2009年12月31日

論点の分野：リスクの開示

関連する基準書：IFRS第7号「金融商品：開示」、IAS第1号「財務諸表の表示」

執行決定日：2010年9月30日

#### 発行者の会計処理についての記述

65. 発行者は、(証券、ファンド及びローンなどの) 原投資から成るポートフォリオの証券化や、対象原資産が特定され、遡及制限付きの上場債券の発行を通じて同ポートフォリオ購入のための資金調達を行う債券発行者である。
66. 原投資の保有に伴い生じる一部のリスク(例：金利リスク、為替リスク、その他価格リスク)を軽減するためにデリバティブ金融商品を使用するかしないかによって、個々の債券は、パス・スルー証券となるか(すなわち、原投資のリスクが、債券保有者に直接移転される)、又はデリバティブの相手方がリスクを共有することで、債券の保有者が一部/すべての金利リスク又は為替リスクをヘッジすることが可能となるか、及び、その原投資におけるその他価格リスクは保有者に残されること(又はトータル・リターン・スワップが使われている場合のカウンターパーティー・リスク)が決定される。
67. 債券の返済は、原投資/担保のパフォーマンス、及びデリバティブの相手方の債務履行能力によって決まる。債券の保有者は原投資の所有に伴う最終的なリスクと経済価値を負う。
68. 執行者は、発行者の唯一の資金調達源が遡及制限付き上場債券の発行によるものである状況では、発行者は債券保有者を財務諸表の主たる利用者であるとみなし、よって(会社の株主が直面するリスクとは区別して)債券保有者がさらされているリスクをIFRS第7号に従い財務諸表で開示すべきではないかと考えた。開示すべきリスクには、特に債券保有者がさらされているその他価格リスク、集中リスク、原投資のポートフォリオに対する感応度分析などがある。
69. 執行者は、原投資の債券に固有の性質(すなわち、原投資は特定の債券に担保として割当てられているため、個々の債券のリスク・プロファイルは異なる可能性があること)を鑑み、リスクをどのレベルで集約して開示することが適切かについても懸念を感じた。
70. 発行者とのやり取りを通じて、執行者は、誰を遡及制限付き債券発行者の財務諸表の主たる利用者と合理的に考えたらよいかについて、発行者は会社の株主に限定しており、主な資金提供者である債券保有者を含めていないため、それがあまりにも狭く考



えているのではないかと懸念した。こうした発行者の考えは、発行者が行った開示が定型的かつ最低限で、債券保有者にとっての有用性が限定的であることに表れていた。たとえば、執行者は、当該開示においてその他価格リスク、感応度分析及びカウンターパーティー・リスクが適切に開示されていないと考えた。

#### 執行決定

71. 執行者は、以下の結論を下した。

- a. 誰を（遡及制限付き債券発行者の）財務諸表の利用者と合理的に考えたらいいかについて、発行者の考えは狭くなりすぎており、債券保有者を含めることなく、会社の株主に限定されてしまっている。
- b. 執行者は、IFRS 第 7 号により求められるリスクの開示は、債券の種類による重要な違いが曖昧にならないように、実務上可能となる場合には債券の種類ごとに債券保有者に関係するリスクについても含まなければならないと判断した。

#### 執行決定の根拠

72. IAS 第 1 号第 9 項では、財務諸表の目的は、広範囲の利用者の経済的意思決定に有用となる企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローについての情報を提供することであると定められている。

73. また、IAS 第 1 号では、項目の脱漏又は誤表示は、利用者が財務諸表を基礎として行う経済的意思決定に、個別に又は総体として影響を与える場合には重要であると述べている。

74. IFRS 第 7 号の目的は、第 1 項に記載されるように、利用者が企業の財政状態及び業績に対する金融商品の重要性を評価できるように財務諸表上の開示を提供することを企業に求めることである。IFRS 第 7 号第 33 項には、金融商品から生じるそれぞれのリスクについて、特に次の事項を開示しなければならないと定められている。

- a. リスクに対するエクスポージャー及び当該リスクがどのように生じたのか
- b. リスク管理の目的、方針及び手続き、ならびにリスクを測定するために用いている方法

75. IFRS 第 7 号付録 B の B3 項では、企業は、状況に照らして、異なる特徴を有する情報を結合することなく、全体像を表すのに情報をどの程度合算したらよいかを判断することになると述べている。同様に、企業は、個々の取引間の重要な差異又は関連するリスク間の重要な差異が曖昧になってしまうほど、情報を合算して開示を行ってはならない。

番号 EECS/0211-08 公正価値の変動の損益計算書での表示

事業年度：2009年12月31日

論点の分野：公正価値の変動の損益計算書での表示

関連する基準書：IAS第1号「財務諸表の表示」

執行決定日：2010年12月10日

#### 発行者の会計処理についての記述

76. 不動産会社である発行者は、損益計算書において、営業成績と金融純損益の小計の後に、投資不動産の公正価値の変動（実現、未実現の2つの科目に分けて表示）と、デリバティブ金融商品の公正価値の変動を表示している。

#### 執行決定

77. 執行者は、IAS第1号は損益計算書における公正価値の変動をどのように表示するかを規定していないが、発行者は公正価値の変動が営業成績の算定に勘案されるよう（IAS第1号結論の根拠）に表示を見直さなければならないと判断した。執行者はまた、デリバティブ金融商品（主に金利スワップ）の公正価値の変動を除外しているのであれば、「金融純損益」の小計を表示することは誤解を生むことになる結論付けた。

#### 執行決定の根拠

78. 執行者は、投資不動産の公正価値の変動を営業成績に含めず表示することはIFRSに準拠していないのではないかと懸念した。

79. 発行者は、公正価値の変動を損益計算書にどのように表示すべきかについて、IAS第1号には詳細な規定がないと指摘した。発行者は、多くの不動産会社は同様の表示を行っているとした。

80. 執行者は、これに対してIAS第1号の結論の根拠の第56項に言及した。第56項には次のように記載されている。

「当審議会は、企業が定義はされていないが営業活動の成果又は類似の表示項目の開示を選択する可能性があることを認識している。そのようなケースでは、当審議会は、企業は開示される金額が通常「営業活動」とみなされる活動を代表するものとなるようにしなければならないと説明している。当審議会の見解では、たとえ業界の慣行であったとしても、営業活動の性質を備えた項目が営業活動の成果から除外されるとそれは誤解を与えるものとなり、財務諸表の比較可能性が損なわれることになる。例えば、不規則に発生する又は発生する頻度が少ない、あるいは金額が異常であるといった営業活動に明確に関連する項目（棚卸資産の評価減及びリストラクチャリング及び

移転費用など) を除外することは不適切となる。同様に、減価償却費用のようにキャッシュ・フローを伴わないという理由で項目を除外することも不適切となる。」

81. 発行者は IAS 第 40 号の公正価値モデルに従い投資不動産を会計処理することを選択し、事業モデルの説明においてもそのことに焦点を当てているため、投資不動産の公正価値の変動は、不動産会社の通常の活動の一部であると執行者は考えた。同様に、執行者は、デリバティブ金融商品の公正価値の変動を含まないのであれば、「金融純損益」の表示は誤解を与えると判断した。

番号 EECS/0211-09 金融商品—開示

事業年度：2008年12月31日

論点の分野：金融商品—開示

関連する基準書：IFRS 第7号「金融商品：開示」

執行決定日：2010年7月2日

#### 発行者の会計処理についての記述

82. 発行者は、オフショア・サービス会社であり、石油・ガス市場、オフショア再生可能エネルギー市場、海底の電源相互接続（インターコネクト）市場においてグローバルに活動を行っている。この発行者は、建設支援船及び輸送支援船のチャーターを行っており、据付及び敷設機器を貸し出している。
83. 2008年末に、発行者の流動性ポジションは非常に逼迫しており、取締役はその状況を経営者報告書において「不十分」と説明していた。2009年の第1四半期に状況はさらに悪化し、2009年3月31日、発行者は財務制限条項に違反した。財務諸表は、2009年4月末に公表の承認が行われた。
84. 取締役報告書及び監査報告書の両方において、継続企業の前提に重要な疑義があることが強調されていた。
85. 発行者は2008年12月31日時点で7つの借入をそれぞれ異なる通貨で行っていた。財務諸表の注記には、「主な財務制限条項には、無配当条項、フリー・キャッシュ・フロー要件、担保預金条項、さまざまな資本要件及び新たな負債を増やす能力の制限が含まれる」と開示されていた。また、貸借対照表日において、すべての財務制限条項は「余裕をもって」遵守されていると注記で示されていた。財務諸表において、財務制限条項について追加的な情報は含まれていなかった。しかし、執行者からの質問に対し、発行者は、フリー・キャッシュ・フロー要件、及び自己資本比率要件に関して、12月31日の時点で財務制限条項に違反しそうであったことを認めた。

#### 執行決定

86. 執行者は、借入又は借入グループに関する財務制限条項ごとに、IFRS 第7号に基づき適切とされるうえでどの程度余裕ある金額かなど、追加的な情報を開示しなければならなかったと判断した。その後財務制限条項に違反したということは、重大な後発事象が生じたことを表しており、貸借対照表日後の修正を要しない重大な後発事象に関連して、IAS 第10号「後発事象」第21項により要求される、目的適的な開示を行っていなければならなかった。

## 執行決定の根拠

87. IFRS 第7号の第31項から第32項によれば、企業は、報告期間の末日現在でさらされていた金融商品から生じるリスクの内容及び程度について、財務諸表の利用者が評価できるような情報を開示しなければならない。
88. 執行者は、財務制限条項に関する情報の開示は、発行者が財務制限条項に違反しそうな状況、及び、継続企業の前提について不確実性が表明されている状況においては、より広範囲にわたって行う必要があると考えた。2008年末時点で、近い将来財務制限条項に違反するリスクが少なからず存在していたという事実を鑑み、執行者は、借入に付された条件に関する追加的な情報を発行者は提示すべきであったと判断した。特に、異なる財務制限条項への違反にどれだけ迫っていたかについて、詳細情報を含めなければならなかった。
89. 執行者は、貸借対照表日後、財務諸表の公表が承認される前に財務制限条項に違反したことは、修正を要しない重大な後発事象に該当すると主張した。修正を要しない重大な後発事象は、IAS 第10号により追加開示が要求される。
90. 具体的に執行者は、報告期間の末日後に違反した財務制限条項の特定、違反の結果要求された新たな財務制限条項、年度末時点の金融負債の満期分析に対する影響の確認は、発行者の状況にすべて目的適合性があると主張した。執行者はまた、取締役報告書で提供された情報と、財務諸表に含まれる情報との間に明らかに不整合が存在すると指摘した。